

広島県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市内海町字小坊志二三五の二、二三六の二、二三七の二、字グイビ二三八の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅